

議員提出議案第 4 号

葛飾区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 4 番 水 摩 雪 絵 1 1 番 中 江 秀 夫
1 2 番 おりかさ 明実 3 0 番 三小田 准 一
3 1 番 中 村 しんご

葛飾区議会議長 安 西 俊 一 殿

(提案理由)

精神障害者の福祉の増進を図るため、心身障害者福祉手当を支給する必要があるので、
本案を提出いたします。

葛飾区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

葛飾区心身障害者福祉手当条例（昭和 49 年葛飾区条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 3 号」を「第 4 号」に改める。

別表第 1 中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、精神障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める障害等級の 1 級であるもの

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。